

第 595 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 5 年 4 月 27 日 (月) 14 時 00 分～15 時 45 分
2. 場 所 滋賀県庁 本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 光永 靖 浦谷一孝 小川三弘  
木村常男 松井弥惣治 松岡正富 横江久吉
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 上垣主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 山田課長 西森主席参事 上野参事 三枝課長補佐  
上垣主幹 (兼務) 磯田副主幹 (兼務) 秋永主任技師 (兼  
務) 酒井水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷口孝男 印

署名委員 佐野高典 印

署名委員 木村常男 印

## 議 事 の 経 過 概 要

- 開会宣告 14 時 00 分開会
- 武田事務局長  ただいまから、第 595 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の武田でございます。よろしく申し上げます。
- 本日は、久保委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻御出席の委員は 9 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。
- それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いたします。
- 谷口会長  それでは、ただ今から第 595 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。
- 本日の議事録署名人は、佐野委員、木村委員にお願いしたいと思います。
- それでは、諮問事項に入ります。
- “琵琶湖海区漁場計画の作成”について、水産課から説明をお願いします。
- (1) 諮問事項
- 1) 琵琶湖海区漁場計画の作成について
- 上垣主幹  資料 1 について説明
- 谷口会長  ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。
- 佐野委員  第 2 種共同漁業権の共第 122 号の件ですが、条件の中に小型定置網の統数は 4 統以内とするとあるが、試験操業の試 001 号、試 002 号と共第 133 号の 3 統という話ではなかったですか。なぜ 4 統になったのですか。隣接する共第 121 号や共第 123 号みたいにエリ 1 統についての漁業権ではないのですか。前回の委員会では共第 122 号は 3 統ということではなかったですか。4 統では現行と同じではないのですか。
- 上垣主幹  資料 99 ページをご覧ください。共第 122 号見直し後の漁場区域となっています。素案では当初から 4 統以内としています。現状としては共第 133 号、試 001 号、試 002 号の 3 統が操業しています。1 区域に 1 統というところが多くありますが、効率的な操業という

観点から守山漁業協同組合はこれまでの漁場をまとめるという方針であったため漁場計画の素案を作成しました。

佐野委員

それはおかしい。共第 136 号は守山漁業協同組合の中での係争中の漁業権です。そのエリの西側に試験操業 001 号として沖出しして操業しています。共第 134 号共第 135 号あわせて試験操業の 002 号、そして共第 133 号の 3 統が操業しています。新しい漁場計画について、沖出しは関係する組合として認められないという意見書を提出しました。この漁場の中で 4 統も操業すると共倒れになるのではないですか。3 統以内という条件であるという認識でした。

上垣主幹

条件は 4 統以内としていました。エリをたくさん設置するとその分漁獲量が増えるかということそうはならないと思われま。漁場の範囲の中で漁業者のノウハウから統数が決められると考えています。漁業法制上、またこれまで 4 つの漁業権であったことから 5 統以上は認められないとして、条件としては当初 4 統以内としました。

谷口会長

事前調整、事前協議があつて堅田と守山で調整が整つたと認識しています。調整を預かつた事務局としては 4 統であるとしています。佐野委員の意見は 3 統以内という見解ですか。

佐野委員

そういうことです。

上垣主幹

11 月の漁場計画素案の作成時点では見ていただいたと思います。その時から条件は付していました。条件についてはその時から変えておりません。

谷口会長

前回の委員会では、論点としては区域設定するときには沖に出ているかどうか論点だったと記憶しています。その時に事務局としては 4 統以内という条件を示しておりその時から変えていないということですか。

上垣主幹

今回と同様の表で示していましたが、その時から 4 統以内であり条件は変えていません。

谷口会長

その時には 4 統という条件については議論していなかったが、それについては理解されているという前提で、沖出しについてのみ議論したということで間違いはないですか。

上垣主幹

沖出しすることは漁船の航行や漁業操業の支障になるため認められないという意見をいただいていた。統数に関しては論点ではなかったと認識しています。

山田課長

整理すると上垣が申しあげたとおり、条件は当初から 4 統以内ということで、これは現存する 4 つの漁業権区域を 1 つにするという意味でした。また、現在操業しているのは 3 統であることも事実で

あることから3統以内であるというご理解をされていたのかもしれませんが。

佐野委員

2月10日の委員会で、報告事項の中で意見徴収の結果についてということで、当組合の意見は伝えました。その中で、現行の漁業権区域はエリ1統の区域を設定しています。今回の守山の場合は、4統を一つにして幅の広い漁業権区域を設定することになると、許可漁業いわゆる刺網であったり、えびたつべであったり延縄を操業するにあたって、「漁業権区域の中に入ってもらうと困る」と言われるようなことがあると大きな影響があるので、1統ごとの漁業権区域にしてくれと言ったはずですが。その時には漁業者同士でそんなことを言うはずはない旨の返答があったが、法的には漁業権の方が優先するだろうから許可漁業は遠慮してくれということにはならないのでしょうか。「漁業権の区域内での許可漁業は禁止する」と言うことがないような担保がないとこのように大きな範囲では影響があります。

谷口会長

お聞きするのですが、佐野委員の意見があったように、今回幅広な範囲が設定されるにあたって、漁業権という強い権利で排他独占的に占有するわけですが、許可漁業など操業を法的に排除する裁量があるのかどうか聞かせてください。

山田課長

漁業権はあくまで免許された区域の中で免許された漁業を営む権利です。例えば第1種であれば、広い区域をシジミ等の漁場として免許するのですが、この区域全体を独占するわけではございません。当然シジミをとるものではない漁業については営むことができます。免許の内容となっているシジミ漁業については排他的に営むことができます。第2種共同漁業権の場合は、小型定置網漁業の免許でありまして、この漁場の面積は広がりますが、その中で条件の範囲内でエリを建てるということです。このエリ漁業については当然邪魔することはできませんが、エリを営んでいない、空いているスペースの部分については、第1種共同漁業権と同様に小型定置網以外の漁業を排除するようなものではないということです。この帯状に免許した範囲全てで漁業ができなくなるというものではありません。

佐野委員

そういう風に理解したらいいのですね。

谷口会長

法律上はそういうことですね。ただし、5統以上はダメということですね。

上垣主幹

確かに前回佐野委員はエリが立っていない部分の操業を邪魔されるようだったら困るということはおっしゃっていました。浦谷委

員もおっしゃっていましたが、当然漁業権の間の余分な杭は抜かなければならないですし、常識の範囲内でエリから離れたところで刺網などの操業は問題ないと、守山漁協としては排除するものではないと返答は頂いていました。また、いろんなものが底に残っていたりするという意見もありましたので、使用しないポールなど余計なもので占用しないように配慮いただくというふうに話していたと記憶しております。

谷口会長

先ほど課長から説明があったような解釈で、仮に事が起こった時にはこのような解釈で行政としては臨むということのようです。よろしいでしょうか。

光永委員

確認ですが、漁場計画にある公示番号と、操業実態を調べられた免許番号とはどのように対応しているのでしょうか。

上垣主幹

今見ていただいている操業実態の表は、現行の免許番号が記載してあります。一方、漁場計画の公示番号は1から番号を振り直しているものです。

谷口会長

ですから、漁場計画の番号はこれから付与したいという番号で、操業実態の表は現行のものだということですね。よろしいですか。

ほか、ございませんか。

木村委員

同じことかもしれませんが、行使されていないエリがありますよね、その場合でも組合が行使すると言えば、免許されるのですか。

上垣主幹

当然、行使のない漁業権につきましては、漁協へのヒアリング等で今回、切り替えないということを決めてきましたが、今まで行使できていないけど、必ず操業するとか行使者の見込みが立ちそうだという理由で、非活用漁業権として漁場計画に含めた漁業権もあります。そういった漁業権は免許の存続期間が通常と異なる5年間となるとともに具体的な操業計画がある場合に、新規という位置づけで漁場計画に含めています。

谷口会長

90 ページに書いてある適切かつ有効の判断についてで、非活用漁業権として6つありますよね、こういう振り分けをするときに、現場確認とヒアリングをやった結果、そう整理されている。木村委員おっしゃるように、「いや、操業したいんです」と、でも実態がないですよねとなった時には、非活用漁業権となって、普通であれば存続期間10年のところを5年にするなどして、類似漁業権とは違う扱いにして切り替えようということですね。

上垣主幹

おっしゃるとおりです。補足として、次の諮問事項にも関係しますが、だからといってですね、行使状況の調査というのは毎年確認していきます。合理的な理由がないのに行使しない場合、法で定め

られた指導の対象となります。指導された上で、なおかつ行使されない場合は勧告の対象となり、最終的には取消の対象となりますので、合理的な理由なくずっと行使されないのに免許が存続していくというようにはならないという認識でいます。

谷口会長  
山田課長

よろしいですか。

先ほどの佐野委員のご指摘に対する説明は申しあげたとおりですが、もし仮に、エリの付近での操業が漁業権侵害に当たる場合は、親告する権利があります。ただそれがエリから何メートルとかどこまでなのか一律の線引きは困難ですので、どこまでならよいという判断はこの場ではできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

谷口会長

あくまで課長が言われたのは法律の解釈の説明、現実の現場の話はまた個々の話であるということですね。佐野委員の話、課長の説明も含めて一応、この漁場計画案を定めたいということですが、本来であればここで答申ということになるのですが、次は5月の公聴会に進んでいくと、そういう理解ですよ。今日、お諮りするの、この案を公聴会に諮っていくと、その上で公聴会のあとに海区委員会を開催して知事に答申していく、このような理解でいいですよ。ということで、答申は公聴会を経て行うこととするということで御意義ございませんか。

(異議なし)

谷口会長

はい、ありがとうございます。

次の諮問事項にうつります。

“漁業権の資源管理の状況等の報告および漁業法第 91 条に基づく指導”について、水産課から説明願います。

#### (1) 諮問事項

##### 2) 漁業権の資源管理の状況等の報告および漁業法第 91 条に基づく指導について

上垣主幹

資料 2 について説明

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員

先程の資料と見比べているのですが、資源保護のためのやむを得ない休業であったり、公共工事によるやむを得ない休業、こういう理由ではなしに共第 126 号以下、いくつかの漁業権が 2 年以上行われていないとなっていますよね。新たな漁場計画ではこれらの漁業権は抜いてあるのですよね。

上垣主幹

今回、指導の対象としていますのは、行使はないけれども漁業権の切り替えを希望されているところということで、先程の諮問であ

りました非活用漁業権とさせていただいた漁場のことです。ですので、今回の切り替えにあたっては、通常とは異なる存続期間や具体的な操業計画がある場合に免許するという扱いにさせていただいているものです。

佐野委員

資料の行使状況を見ていると行使状況がバツ印のところがたくさんありますよね、そうではあるが、その漁業協同組合がもうちょっとさせてくれと希望があるところは漁場計画に入っているということですか。

上垣主幹

資料 129 ページで申しますと、評価理由という欄がグレーになっているところが指導の対象となるところです。それ以外、バツがたくさんあるのに評価理由が白いところがあります。例えば南浜漁協の 156 号では操業実績はありませんが、切り替え希望もないということで、今回指導しないということになっています。行使状況がバツのところの多くは切り替えを希望しないものとなりますが、それでも頑張っていきたいんだと表明されたところ、しかしながら今まで 2 年以上操業されていなかったところについて、指導を行い、かつ非活用漁業権ということで新規の漁業権として区域を設定するという扱いのもとで免許を考えているところです。

谷口会長

その代わり存続期間が 5 年ですと、合わせて指導も行うということですね。

佐野委員

今の琵琶湖漁業の中でエリというのは相当減ってきてるし、新たな漁場計画の中でエリは、何統あるのですか。

上垣主幹

資料 1-1 の 89 ページに表があります。共同漁業権の中の小型定置網の欄ですね、あくまで漁場の数ですが、現行 93 件から今回、54 件に減るということです。一つの漁場に 2 統ある場合もあります。行使状況の調査を見ていると大体 60 統くらいかなと思います。

佐野委員

約半分ですね。

谷口会長

小型定置網は対象となっているのが 93 件で、今回の漁場計画では 54 件と考えていると、そういうことですね。

上垣主幹

漁業を振興する立場では大変寂しいことではあります。新たな希望があれば積極的に漁業権化を考えましょうと言うようにはなっているので、当然様々な手続きは必要ですが、積極的に漁場計画に含めていきたいと考えています。

横江委員

山田の場合ですが、エリをやりたくても魚が全然寄ってこない。そういう状態の中で、行使者にも操業するのかもしれないのか聞いていたのですが、行使者としては操業したいんです。でも魚が寄ってこないから、どうしたら良いのかと。魚も捕れないのに行使料を払っ

てまで、陣取りって言ったらかおかしいけれど、そこまでしてやらなければならないのかというように行使者からも言われているんです。

谷口会長

これは、委員会や権利云々とは別に、水産課の方で水産振興というか、それをどう考えているんだということだと思のですが、漁業振興、漁場改善の点で答えられることがあれば、行政的にどういう形で取り組んでいるか、それと漁師さんとの連携というか、そういった点で横江委員の質問に答えることはできますか。

西森主席参事

南湖は非常に大事な漁場ということで以前から認識して取り組みを行ってきたところです。南湖の環境という点で、外来魚は漁業者の皆さんの御努力もあって随分減ってきたのかなと思っております。そういった中でホンモロコも徐々に増えてまいりまして、南湖での産卵も急激に増えてきている中で、今後、エリにも入ってきてくれるのではないかという期待もしております、資源管理をしっかりと行いながら、しっかり増やして漁獲にも繋げていきたいと考えています。ニゴロブナについてはまだ増加していないという状況ではありますが、種苗放流を継続して取り組んでいって南湖の漁業者にも漁獲をしてもらえるよう取り組んで参りたいと考えています。

横江委員

それならそれでいいんですが、ホンモロコは増殖しないんでしょう。増殖しない、放流しないと決まっていますよね。

西森主席参事

ホンモロコについては、今、種苗放流はやっておりませんが、それは天然での産卵が増えてきたというところで、それを大切にしながら育てていって漁獲につなげていきたいという方向で取り組んでいるところです。

横江委員

それは、北湖の天然産卵のものが増えてきているのであれば良いけれど、南湖の場合ははっきり言って捕りに行っても1kgのホンモロコが捕れないんですよ。いないのかと言われてればいるんです、数尾はね。1kgでも捕れるのであれば良いけれど、船1艘動かして行っても1kgも捕れないようなところに行つてね、油はいるわ労力いるわ、仕事にならないんです。挙句の果てに北湖でホンモロコが沢山いて売りさばけないからと言って放流するなど、そんな事があるのか、南湖をバカにしているんじゃないかって組合員も怒ってるんです。

谷口会長

ちょっとそういう声もあってね、南湖の現場の声も聞いてもらって、水産行政の施策の中で工夫ができる部分、また伺って話をしてもらえたらと思います。今回は漁業法に基づく扱いとして、行政と



しての手続きとしては求められているので、海区委員会としても議論しなければならないことです。横江委員のお話は水産行政としてきちっと話を聞いていただいて。何ができるのか。

横江委員

エリは仕掛けるのに少なくとも 100 万はかかります。そんなお金どこから出てくるのか、つつい竹を打ったままにして網をあげたままにしています。

谷口会長

仕掛けた経費を回収しながら利益が出てくるように出来れば良いですね。そういった点も水産行政と話をさせていただいて施策に反映させていただけたらと思います。

ほか、御意見、御質問ありませんか。

それでは、ただいま説明のありました“漁業権の資源管理の状況等の報告および漁業法第 91 条に基づく指導”については、異議なしとして答申することとしてよろしいか。

(異議なし)

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは 3 番目の諮問事項にうつります。“漁業許可の制限措置および申請期間”について、水産課から説明願います。

#### (1) 諮問事項

##### 3) 漁業許可の制限措置および申請期間について

秋永主任技師

資料 3 について説明。

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員

現在、有効な許可数が 389 隻（者）ということは、概ね組合員の半数が許可を所有しているということです。今の説明では滋賀県に住所を有する人が対象となっているが、刺網の許可というのは滋賀県に漁船登録された SG 番号の船に許可してきた経緯がありますよね。当然、組合に所属しなければ、なかなか漁船登録も出来ませんよね。許可は船に対して出すわけですから、定数が余っている限りは許可を出すべきだと思いますが、そのあたりは厳格に運用してほしい。その辺の考え方はいかがですか。

上垣主幹

まず刺網漁業は対船許可ですので、船ごとに許可を出すことになります。当然ながら漁業に使用する船舶は漁船登録しなければならないので、漁業根拠地、つまり停泊港だったり水揚げ港だったり滋賀県内に持つものは滋賀県知事の登録を受けなければならないということで SG の漁船番号がついています。現状は、すべて漁船登録を受けた船に許可を出しています。漁船登録をしようとする船を

停めて置く場所の問題もあり、現状は漁協に所属されている方がほとんどです。例外的なケースでいうと漁協に所属していたんだけど解散したとか、そういった方は若干名いらっしゃいます。

佐野委員

確認ですが、389 隻の殆どが漁協には加入しているということですね。

上垣主幹

ほぼすべての方がそうです。

谷口会長

ほか、ございませんか。

(なし)

よろしいですね。

それでは、ただいま説明のありました“漁業許可の制限措置および申請期間”については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは報告事項にうつります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明願います。

## (2) 報告事項

### 1) アユ資源の状況について

酒井場長

資料4について説明。

谷口会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員

この間の4月19日に漁連で説明していただいて、20日くらいだったか、エリでもとれだしていると言われるようになってきましたが、天候次第で雨が続くといない。試験場の調査で大型のミジンコが4月になって急激に増えていると見解を示して頂いていますが、今朝のエリ漁を見ているとアユが大きい、12センチメートルくらいありますよね。今日なんか刺網、フナ網に大きなアユがかかってくるんです。大型のミジンコが増えた、水温も上がったというが、アユって何日くらいであんなに急激に大きくなるのですか。あと、エリではちょうど良いサイズが捕れずに、少し沖のモロコ網でアユの良いサイズが捕れるとか聞いていますが、そのあたりの理由は試験場ではわからないのですか。

酒井場長

お配りした資料4の5ページを御覧ください。右上のグラフはエリで漁獲されたアユの体長を示したものですが、例えば2022年のアユですと12月から5月くらいまでは例年よりもかなり小さいサイズだったのですが、5月以降、平年値を通り越して急激に7月にかけて大きくなっているんですね。成長の良し悪しは、年によって

大きく変わります。そこに影響するのは餌の量とアユの密度です。アユが非常に多い年は餌の取り合いになりますのでアユの成長も緩やかになります。アユが少なく餌が多いとかなり急激に大きくなります。今、佐野委員がおっしゃったフナ網にもかかる大きなアユがどうして今出てくるのかというのは、我々も漁業者からサンプルをいただいておりますので、それがいつ生まれのアユなのかということ調べておと思っています。アユの成長は生まれた時期によってかなり変わってきますので、おそらく早く生まれて成長に対して有利な条件で育ったアユが今、大きなアユとなって見えてきているんだと思います。1ページのグラフで孵化日組成を見ていただくと9月上旬にも生まれたアユがいますので、そういった数少ない早手のアユが大きく育ってきているのではないかな、と見ております。サンプルを確認して検証をしていきたいと思っております。

それから、アユはそのあたりにいるのにエリに入るかどうかということについては、残念ながらそれにお答えできる情報を持っておりませんが、私よりむしろ光永先生のほうがそのあたりは詳しいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

光永委員

アユの入網に関してですが、以前から、ある角度の流れが必要で、早すぎてもだめ、遅すぎてもだめ、毎秒4センチメートルとかそれくらいの流れがあるエリでは、南西の方向の流れのときによく捕れるという統計があります。

酒井場長

ありがとうございます。魚の動きというのは流れに関連しているということのようですし、漁業者の話によりますとエリでも網を洗ってきれいにしておくと水通しが良くてあると、その後数週間よく捕れるんだと、網の手入れ大事なんだとお聞きしますので、ひよっとしたらそのような兼ね合いもあるのかもしれません。

木村委員

アユ資源を魚探で調査されていますが、細かくてもある程度映るのですか。

酒井場長

この調査は魚群探知機でアユの群れを捉えたものでございまして、アユも群れを作るには一定の大きさまで育たないと魚群探知機で捉えられるような密集した群れは作らないので、成長が遅れていると群れとして捉えにくいから、魚探の調査でも低い評価になってしまうというように考えております。

木村委員

大型ミジンコとか多いのに、細かいということが私にはわかりませんが。生まれが遅いアユが現在いると思っっているのに魚探に写らない。日は大分経つんですが、人工河川で生まれたアユがすで

に終わっているのに、その後がもっとたくさん出てこないといけないのに岸に寄ってこない。刺網にもかからず、川にも上がってこない。それだけ成長が出来ていないということは餌が足りないのではないかなと思っっているんですが。

酒井場長

資料4の8ページですが、餌が足りていたか、足りていなかったかの評価は出来ておりませんが、大型ミジンコで見えますと12月から2月と平年を下回る状況で、少なかつたであろうと。ただ、ケンミジンコの方は平年並みにはいましたので、その両方が餌になっていることを考えますと、成長に対しまして著しくアユの成長を遅らせるような量ではなかつたと思っておりますが、この4月に入って大型ミジンコがかなり増えてきていますのでこのままアユが順調に育ってくれば魚群探知機でも捉えられるようになり、漁獲対象にもなってくるであろうと期待しております。

木村委員

水温も例年より高めですので、普通なら早く成長してるんですが、成長が遅れるということは何か原因があると私は思います。

酒井場長

そうですね。これまで我々が経験した事例でいうと2017年は4月までかなり不漁の年でしたが、この年は産卵期にかなり一定の時期に集中して産卵が起こった。そのことで密度効果が働いてかなり成長が遅れた年でした。今回、そこは強調して申し上げませんが、1ページの孵化日組成のグラフをご覧くださいと9月30日に2つ目のピークがありますが、ここは割と集中して氷魚が生まれたんだということを示しております、ひょっとしたら、このように同じ時期に生まれたアユが多かつたことは、同じものを要求しますので餌があつたとしても取り合いで成長が遅れ気味になつたのかなと、想像の範囲ですが感じております。

木村委員

12月の解禁から捕れたアユを1月からずっと活魚を捕らずに鮮魚を捕っているのか、今いないのか。エリなのでアユを捕らないと所得も上がってこないから仕方ないが、他の漁法で捕れてこない。刺網でも普通なら捕れるはずのものが捕れていない。

谷口会長

今まで聞いていると、心配してきたけれども、これからは餌の加減など、慎重に見なければいけないが、これからは、これまでの経験から言うと戻ってくることを期待していると。注視しながら、そういうことですね。

酒井場長

はい。これまでに経験した範囲でいうと資源が減つた時の状況は今シーズン確認されていないので、具体的に言うと水温がかなり下がつたとか、餌が少なくて肥満度が極度に低下したとか、そういった事が今シーズンは認められていないので、おそらく今後、成長し

谷口会長  
酒井場長  
谷口会長

てくれれば漁獲にもものってくるだろうというように見ております。

追跡調査しながら、見極めていきたいとそういうことですね。

はい。

きちっとその報告を関係者の皆さんに出していただくと安心できるのと、合わせて現場で捕れてくるとそれが答えだと思いますので、水試の調査と合わせて評価していけば良いと思います。

ほか、御質問、御意見ございませんか。

他にないようでしたら、本日予定していました議題は以上になります。貴重な御意見ありがとうございました。

以上をもちまして、第 595 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。